

**近江パラス株式会社 安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る  
環境影響評価方法書に係る審査会意見(案) 整理表**

資料 3-2

		審査会での委員意見	審査会後の委員追加意見	住民意見	庁内関係課意見	市町長意見
	近江パラス株式会社安定型産業廃棄物最終処分場建設事業に係る環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。 本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）以降の図書に適切に反映させること。					
<b>1 全般的な事項</b>						
(1)	本事業は、甲賀市土山町南土山地先において埋立面積約11.8haとする安定型産業廃棄物の最終処分場を新設しようとするものである。本県は、過去に安定型産業廃棄物の最終処分場において不適正な事業が発生した経緯があり、本事業においても対象事業実施区域を管轄する甲賀市住民や住民から下流水質への影響を懸念するなどの意見が出されている。このため、事業者は関係法令を遵守するのは勿論のこと、住民の安心につながるような事業計画の検討や環境保全措置の実施が求められていることに十分留意すること。			○	1	○
(2)	今後の手続を進めるに当たっては、農業や漁業従事者等を含め、周辺や下流域住民に対して積極的な情報提供や対話をを行うよう努めること。また、事業内容および事業実施による環境への影響についての予測評価結果を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。			○	1,14	○
(3)	方法書では、展開検査の方法、対象事業実施区域内での盛土・切土等の運土計画、砂浜池の設置計画、事業の各段階における造成断面図、埋立完了後の植樹計画など事業計画の記載が不十分である。これらは、環境影響評価を適切に行う上で必要不可欠な情報であるため、準備書において出来る限り具体的な内容を示すこと。 特に、安定型埋立処分場では、搬入物への異物の混入が浸透水等の汚染に直結する可能性があるため、作業基準や作業手順を明らかにした上で、異物の混入を防止するための安全側に立った対策の検討や作業中の飛散防止対策を検討すること。	1~15		○	5	○
(4)	また、事業計画の検討に当たっては、対象事業実施区域の周辺地域における景観形成に関する方針や地域の道路交通への影響等を十分に踏まえること。さらに、対象事業実施区域には地すべり地形が含まれていることから、大雨や地震により環境汚染事故を発生させないよう十分配慮すること。	15		○	14	○
(5)	方法書では、調査・予測・評価の具体的な手法の記載が乏しい箇所や検討が不十分な箇所が見受けられることから、準備書の作成に当たっては、選定した調査手法を具体的に示すとともに、予測・評価に用いたモデルや算出条件等を具体的に明記すること。	20,22~26,28,29	3~9,18	○		○
(6)	環境影響評価の項目として選定しなかった環境要素について、今後の事業計画の検討の中で事業による影響を受けるおそれがあると判断される場合には、環境影響評価の項目として追加し、調査・予測・評価を行うこと。また、選定しなかった環境要素については、準備書においてその理由を示すこと。	19,30	1,2,13,14	○		○
(7)	環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響の回避または低減を優先して検討し、代償措置を優先的に検討するがないようにすること。				4	
<b>2 個別的事項</b>						
(1)	<b>騒音・振動</b> 調査地点の具体的な場所とその選定理由を明らかにするとともに、各測定地点周辺の土地利用や地形の現況を踏まえ、適切な予測モデルを選定した上で予測・評価を行うこと。 特に、工事用車両および廃棄物等運搬車両の通行ルートとして計画されている甲賀市土山町大澤集落は現況の交通量が少ないことから、現況からの変化についても予測・評価を行うこと。	25~27			2	
(2)	<b>水質・水象</b> 水質の汚濁の状態を予測・評価するためには、各事業段階での流出水量を推定する必要があると考えられるため、降雨による流出水量等のマスバランスを明らかにした上で、下流河川への影響が最大になると考えられる条件で予測・評価を行うとともに、適切な水質項目の測定や下流への汚濁防止を検討すること。	19~21,24	15~17	○	3	○
(3)	<b>景観</b> 埋立前、埋立中、埋立完了後、植生回復後などの事業の各段階における見え方の違いを把握可能なフォトモンタージュを作成した上で、眺望景観への影響を予測・評価すること。その際、植生回復後については、植樹する樹種を想定した上で、予測・評価する必要があることに留意すること。	1,14,17		○		
(4)	<b>人と自然との触れ合いの活動の場</b> 関係者へのヒアリング等を通じて、下流河川やその周辺で環境学習等の利用実態や実施場所を把握すること。その上で、把握した場所での定期的なモニタリングや結果公表の方針を定めるなど、安全安心な人と自然との触れ合い活動が継続されるよう配慮すること。	18	19	○		○
(5)	<b>温室効果ガス等</b> 方法書では、工事中および施設供用後の重機の稼働に伴う二酸化炭素排出量の増加が想定されているが、管理事務所のほか工事用車両、場内の作業車両および廃棄物等運搬車両の通行に際しても温室効果ガスの排出が見込まれるため、予測・評価の手法については見直しが必要と考えられる。 また、方法書には、事業実施に伴う温室効果ガス排出量や森林吸収量の増減を予測・評価するための具体的な手法の記載がないことから、適切な手法を用いて予測・評価するとともに、準備書には用いた手法や算出条件等を明記すること。		10~12	○		
<b>3 その他</b>						
(1)	対象事業実施区域を管轄する甲賀市長から提出された環境の保全の見地からの意見は別添のとおりであり、その内容に十分留意すること。			○		○
(2)	本事業は、県内でも最大規模の最終処分場の設置事業であり、事業実施に伴う多くの伐採木が発生するとともに、一時的に水道蓄養機能が損なわれるなど自然環境への負荷が想定される。このため、伐採木の活用や植樹にとどまらず、地域住民や関係行政機関等と協議の下、更なる地元貢献に資する取組の検討に努めること。					